

北塩原村建築物等における木材利用の推進に関する方針

平成26年1月24日制定

令和5年1月17日改正

第1 目的

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第12条の規定に基づき、福島県が定めたふくしま県産材利用推進方針（平成23年7月12日制定、令和4年4月18日改正）に即して必要な事項を定め、村内の建築物等における地域材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、村民にやすらぎとぬくもりのある快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林の整備の促進等に資することを目的とする。

第2 用語の定義

この方針に使用する用語は、次の各号のとおりとする。

- 1 「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- 2 「公共建築物」とは、村が整備する公共の用又は公用に供する建築物のほか、国又は地方公共団体以外の者が村内において整備する別表1に挙げる公共施設に準じる建築物をいう。
- 3 「地域材」とは、村内その他の会津地域の森林から生産された木材又は、村内その他の会津地域の製材所等で製材品等に加工された木材のことをいう。
- 4 「建築」とは新築、増築及び改築をいう。
- 5 「公共土木工事」とは、村が事業主体となり施工する、道路、公園、河川及び下水道等に係る土木工事をいう。
- 6 「木造化」とは、建設物の新築、増築、又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。
- 7 「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- 8 「建築主」とは、建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら工事をする者をいう。
- 9 「事業者等」とは、事業者又は事業者団体をいい、「事業」とは、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の同担を指し、営利の目的をもってなされるかどうかは問わない。

第3 村が整備する公共建築物における木材利用の推進

1 公共建築物における地域材の使用

村が実施する公共建築物等の木造化又は木質化は、次に挙げるいずれかの理由に該当する場合を除き、地域材の利用に努めるものとする。

- (1) 法令等の規定により、地域材の指定ができない場合
- (2) 製品に要求される品質及び性能の確保が困難である場合
- (3) 地域材の供給が困難な場合
- (4) その他、地域材を利用することに困難な理由がある場合

2 公共建築物の木造化の推進

村が整備する公共建築物のうち、次の各号に挙げるものを除き、木造化に努める。

- (1) 建築基準法その他の法令により木造化が困難な場合
- (2) 建築物等に要求される品質、性能、耐久性、維持管理等の理由により木造化が困難な場合

- (3) 増築又は改築する場合において、既存施設との機能上又は景観上の一体性及び調和の観点から、木造化が適当でない場合
- (4) 災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設、文化財を収蔵する施設、文化的価値の高い建築物等、建築物に求められる機能等の観点から木造化を図ることが困難な場合
- (5) その他、木造化することに困難な理由がある場合

3 公共建築物の木質化の推進

村が整備する公共建築物において、木造により整備できないと判断された場合は、建築基準法その他の法令、施設に要求される品質及び性能等を総合的に考慮し、別表1に挙げる部分について可能な範囲で木質化に努めるものとする。

4 公共建築物の木造化、木質化を図るための検討

木造化、木質化の実施の判断については、村が整備する公共建築物を対象に、建築物の用途や目的、コストに対する課題を考慮して、事前検討を実施するものとする。

また、部材等に地域材の使用を検討する際は、地域材利用の意義、建設コスト、維持管理及び解体や廃棄物コスト、備品コスト、効果等の付加価値を総合的に勘案するものとする。

第4 民間建築物における木材の利用促進

村は、法第6条第1項に基づき民間建築物を整備する事業者に対し、本方針を周知するとともに、地域材を利用することへの理解を得るよう必要な施策の推進を図る。

なお、促進に当たっては第3の4同様、コスト等を総合的に勘案する。

第5 建築物以外における木材の利用推進

1 備品等における木製品の利用

村が公共建築物に設置する別表2に挙げる備品等については、可能な限り木製品の導入に努めるものとする。

2 木質バイオマスエネルギー利用施設の導入

村が整備する公共建築物における暖房設備やボイラー等の設置に際しては、ペレットやチップ等の木質バイオマスを燃料とする施設の導入に努めるものとする。

第6 地域材の安定供給体制の整備

建築物等における地域材の適切な供給の確保を図るため、村や関係者（森林所有者、森林組合、林業従事者、木材製造業者等）が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上に努めるものとする。

更には、福島県や建築物等の整備に係る民間事業者、林業従事者、木材関連業者、木造化を推進する建築士等と連携し、地域材の需要と供給に関する情報の共有化を図り、建築物等への木材利用の推進とそれに供する地域材の安定供給体制の整備等に取り組むものとする。

第7 村民への普及啓発

村は、公共建築物の整備や公共土木工事等における地域材の積極的な利用を通じ、木材が有する調湿性、断熱性、緩衝性、紫外線吸収効果、リラックス効果等木材の良さについてPRに努める。

又、森林を適切に整備することによる水源の涵養、国土の保全、保健休養、地球温暖化防止、公益的機能の発揮や地域材利用による地域経済の活性化、輸送に係る消費エネルギー

ギーの低減等について、わかりやすい情報の発信に努め、循環型社会及び脱炭素社会の実現に向けた意識醸成に努めるものとする。

第8 建築物木材利用促進協定

- 1 村は、事業者等が建築主である「建築物における木材の利用に関する構想」又はその他の事業者等による「建築物における木材の利用に関する構想」及びこれらの構想の達成に資するための情報提供その他の支援に関する事項を定めた協定（以下「建築物木材利用促進協定」という。）を締結することができる。
- 2 村は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、協定の内容、協定の名称、対象区域、有効期間、参加者の氏名を村のホームページで公表するものとする。
- 3 協定締結にあたり必要な事項は別途定める。

（ 附 則 ）

この方針は、平成26年1月24日から適用する。

（ 附 則 ）

この方針は、令和5年1月17日から適用する。

別表1（木造化を推進する施設、木質化を推進する部分）

	木造化を推進する施設	木質化を推進する部分
公 共 建 築 物	・庁舎 ・学校、幼稚園その他これに類する教育施設 ・老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設 ・診療所その他のこれらに類する医療施設 ・体育館その他のこれらに類する運動施設 ・公民館その他にこれらに類する社会教育施設 ・上記に属さないその他の施設 等	・玄関ホール、ロビー、廊下、トイレ、主要な居室等の床、壁、天井材 ・庇や軒裏、ピロティの天井材 ・雨除けがある部分の外壁材 等

別表2（木材の利用を推進する備品等）

備 品 等	・机(事務用、学校用、OA用、会議室用、待合室・ロビー用) ・椅子(会議室用、待合室・ロビー用) ・家具(書庫、書棚、ロッカー、キャビネット) ・その他(パーテーション(部屋の間仕切り)、案内板、示板、ベンチ) 等
-------------	---